

書評

日比嘉高著

『プライヴァシーの誕生』——モデル小説のトラブル史』

杉淵 洋 一

はじめに

同著者による日本の私小説の誕生に迫った『自己表象』の文学史——自分を書く小説の登場』（翰林書房、二〇〇二年）の後継書的な意味合いを持つ本書は、近代文学における小説のモデルの問題が引き起こした論争や裁判について、それぞれの小説単位で分析を加える、または、そのトラブルの内奥について、文壇、ないしはマス・メディアをめぐる社会的な構造から紐解き、メディアの発達に伴う、その質の変遷、インターネット時代の到来に伴う問題の複雑化を、小説のモデルにかかわる記述によって初めて法的に発売頒布が禁止に追い込まれたとされる内田魯庵「破垣」を起点として、昨今のSNSの書き込み等によって誘発される多種多様なプライヴァシーをめぐるトラブルまでを射程に入れた日本の近代における通史的な意味合いを持った研究書である。小

説や文学、もっと広く言えば、社会学やメディア研究等の領域においても今後の研究への一つの指針を与える旗艦的な意味合いを持つていえると言えらる。日比氏がこの本を世に出すことを決めた要因を示唆する「日本の近代小説の側面史となり、同時に人々の私的領域をめぐる感性の歴史ともなるのではないか」という言葉は、実に野心的で大きな試みであると同時に、読者としてこの歴史について一緒に紐解いてみたいという読書欲を強く掻き立てられる。

日比氏は、プライヴァシーをめぐる問題を引き起こした小説として、内田魯庵「破垣」(第一章)、三島由紀夫「宴のあと」(第六章)、高橋治「名もなき道を」(第七章)、柳美里「石に泳ぐ魚」(第八章)をそれぞれの章で具体的にとりあげ、そのテキストレベルでの分析を行うとともに、島崎藤村をめぐる人々(第二章)、漱石山脈

(第三、四章)、雑誌『講談俱樂部』のスポーツ小説をめぐる人々(第五章)、ネット社会における表現の在り方(終章)と、人脈やグループ、社会状況を念頭におきながら、プライベートをめぐる問題がどのように顕在化し、その問題が作者、モデルとされた人間、司法の場合において、どのように対応、処理されていたのかについて、たいへん丁寧な事実の確認と関わった者の発言等の検証がなされている。

書中においても〈プライベート〉という用語は、「日本では一九六〇年頃に市民権をえる比較的新しい言葉」と言及されているとおり、日比氏は、近代小説の確立した明治期から今日までを通史的に捉えるために、「私の領域(私に属するものと人々が考える範囲)」という概念を導入することによって論述を進めていく。そのため、この書籍は、アメリカのウイリアム・プロッサーやアラン・ウエスティン等によつて理論化された「プライベート」概念について、その後の日本の小説への単純な反映を検討するというものではなく、公的な領域から引き離された場所、日比氏がハンナ・アーレント『人間の条件』書中における言葉を借りながら述べている「人々が複数性を保持しながら互いが互いを見聞きしあう(公的領域) (『政治的領域])と、その状態から奪われた状態

にあり欲求と必要とが支配する(私的領域) (『家族的領域])の后者である「私的領域」を中心として考察がなされている。

一、モデル小説における「私的領域」の誕生から現在まで

第一章で取り上げられている内田魯庵「破垣」、第六章の三島由紀夫「宴のあと」、第八章の柳美里「石に泳ぐ魚」の三作品について、日比氏が各章で展開する論証を考慮に入れながら読み返していくと、前者の二小説において、その「私的領域」たる「プライベート」が問題とされるのは、社会の中核を担う貴族や政治家の範疇に属する、一般的な読者から見ると公人的、特権的な色合いの強い人々であり、日比氏も書中において発禁の際の内田魯庵の抗議文として引用している「魍魎魍魎の隠現出没する此社会を叱咤して奮闘する義人」の言葉が明らかにしているように、庶民にとつて模範となるべき行動を求められる公人のプライベートな部分における「魍魎魍魎」的な側面である。何かこれらの小説の執筆背景には、単純に「私的領域」を守るというだけのことではなく、モデルが「公的領域」に属する人間であるが故のその「私的領域」における社会的な信用を毀損するような行動に対する糾弾の要素があったことを想像する

ことができる。

それに対して、柳美里の「石に泳ぐ魚」のモデルの問題は、終始私的なレベルで展開しているということができよう。演劇の世界が扱われているという意味においては、マス・メディアとの接点がないわけではないが、この作品のモデルとしてプライベートの問題の矢面に立つことになるのは無名の大学院生である。ここでは、公の領域に足をかけている人間ではなく、公の領域からは切り離された私的な領域にいる登場人物の私的な情報や行動が、小説の上梓を通して、モデルとなる人物のプライベートを侵害する法的な問題として顕在化しているのである。最高裁に至るまで争われた裁判においても、小説のモデルとなった原告側の権利侵害が認められ、損害賠償金の支払いと小説の公表差し止めが認められている。

二、モデル小説の「私的領域」をめぐる裁判

小説が喚起したモデルとされる人間についての具体的なプライベート侵害の問題、それらの問題をめぐる裁判の結果やその結審に至るまでのやりとりについて、日本における言論空間の「私的領域」としてのプライベート概念の在り方の変遷を俯瞰的な視点から検証する役

割を、本書中の他の多くの章は果たしている。第二章の「写実小説のジレンマ——トラブルメーカー島崎藤村と自然主義描写」は、その本書における最も古い時代を扱ったもので、日比氏は、「近代文学史上、島崎藤村ほどモデル問題を引き起こし続けた作家を、私は他に知らない」とし、藤村を小説を書くたびに登場人物のモデルをめぐるトラブルを引き起こした〈伝説〉的な人物として取り上げている。この〈伝説〉について日比氏は、「藤村の〈伝説〉は、周囲の文学者や崇拜者による回顧、批評家や研究者による評価によって作られた」とまとめているが、この背景には、藤村が自身の作家としての人気や認知度、いわゆる〈公共性〉を熟知しており、自身に関係する私的な領域を、読者の関心を惹起する公的な人間の（普段は知ることのできない）私的な側面として、自ら積極的に利用していたととらえることができるだろう。

社会学者の阪本俊生は、その著書『ポスト・プライベート』（青弓社、二〇〇九年）の中で以下のように現在のメディアの状況について述べている。

昨今、人びとはマスメディアに対抗する強力な情報発信ツールを手に入れた。それはインターネット

であり、またそれを活用したウェブサイトやブログである。人びとはそれらによってさまざまな自分の活動、知識や趣味、日常生活、そしてときには心境や悩みなどまで公表するようになった。(「私づくり」の主導権を確保するうえで、画期的な手段である。実際の効果がどの程度かはわからない。だがイメージづくりのイニシアティブをマスメディアに握られていた人びとにとって、自力で公に情報発信する有力な手段を手に入れたことに変わりはないだろう。人びとは、今度は自らの手でつくった自分自身の物語(ファンタジー・ダブル)を世に出そうとする。

藤村は売れっ子作家になることによって、時代に先駆けて「さまざまな自身の活動、知識や趣味、日常生活」等を伝える強力な情報発信ツールの特権的に手に入れたことを自覚したのである。藤村が自身の特権的な地位を利用して、ネット時代に先駆けた文筆活動を行っていたということは、まさに〈伝説〉と呼ばれるのに相応しい創作の在り方であっただろう。今日のデジタルネットワーク時代において、SNS等を通じて誰しもが容易にネットワーク上に書き込みを行うことができるようになった状態を、日比氏は「書き手となる障壁が劇的に低

下した世界」という言葉を用いて表現しているが、この藤村から今日に至る執筆者の「障壁が劇的に低下」していく様が、本書においては、定点的、かつその差異が分かりやすいように描かれている。藤村の身近な人々をモデルにして、自身を含めそれらの人物の「裏の面」＝「私的領域」を描くというスタイルは、藤村が文壇において担った影響力のある地位と相まって、周辺の作家達の間にも浸透していくのである。その様相が、第三章「大正、文壇交友録の季節——漱石山脈の争乱Ⅰ」、続く第四章「破船事件と実話・ゴシップの時代——漱石山脈の争乱Ⅱ」においては活写されている。

生田春月によって「自然主義の崇り」と形容される日本の文壇における独特な形で生じた小説、随筆、告白のメディアミックス、日比氏の言葉を借りるならば、「作家たちの〈私的領域〉が、文壇交友録小説や「告白文学」、あるいは随筆、回想といったかたちで、月々の文芸誌や新聞文芸欄に頻繁に掲載され、流通していく状況があらわれていた」という状況を生んだのは、作家達の日常生活を垣間見たいという読者達による要請でもあったのだろう。彼等が作家達によって紡がれる「作品の内容と事実その物とを一緒にして考へる」を暴露する形式の物語を求め、その公から引き離された作家達の「私的領域」

部分を知ること求めていたのである。このことの一例は、第四章の中等教育の拡充に伴うリテラシーを兼ね備えた女性読者の増加とモデルの私生活を晒される存在としての商品化について言及しながら子細に指摘されている。

モデル小説のそこからの先への発展の一例として、日比氏は第五章「のぞき見する大衆——『講談倶楽部』の昭和戦前期スポーツ選手モデル小説」へと筆を進めていく。銀幕の世界においても同様なことが起きていたであろうことは想像に難くないが、一九三〇年頃の各種スポーツ大会の勃興、それに伴う人気スポーツ選手の誕生、大会の様子を伝えるラジオ、新聞、雑誌などのメディアの発達は、作家が作家自身の身辺の「私的領域」を物語にするというのではなく、今度は作家が、スポーツ選手的身辺についての「私的領域」を物語にする読者からの要請がビジネスを成立させるレベルであったのであり、この動きが多くのスポーツ選手をモデルとした後継の小説を生んでいったのであろう。

日比氏は、自分や身近な人間の「私的領域」について描くことを旨とする流れを汲んだ雑誌『講談倶楽部』におけるスポーツ小説の特徴を、創作する者のイメージネーションによってヒーローとしてのモデルが墮落させられ

ていく点に求めている。モデルは、スポーツのそのジャンルにおいてスーパー・スターでありながら、ことの真偽を問わない物語によって、半ば強制的に墮落、零落させられていくのである。日比氏はこの背後に、「一九三〇年ごろの大衆の屈折した願望」、つまり、ヒーローの「私的領域」における負の側面に思いを巡らせた読者たる大衆の姿を見ている。大衆が優れた人間の粗探しを楽しみ、その転落していく姿からカタルシスを得る場合は、科学技術に連動したマス・メディアの発達に伴って、小説からラジオ、ラジオからテレビへと発信の主戦場を移しながらも、引き続き核となる部分として受け継がれていったことを想像することができる。現在のワイドショーやバラエティ番組における過剰とも言ってよいような著名人の身辺をめぐるトーク等は、こう言った日本人の心性を如実に物語るものである。このような作者と読者の間で織りなされる駆け引きの流れを、丁寧に暴き出していく日比氏の鋭い洞察と分析力には深い誠実さを感じずにはいられない。

ネット時代が到来するまで、小説のモデルとして「私的領域」を読者たる大衆の目に晒された人々は、ある種特権的な地位に帰属している人々であった。三島由紀夫が「宴のあと」においてモデルとした「都知事候補」野

「口雄賢」においては名前を挙げるまでもないが、三島が市井に溢れるごく一般的な生活を営む無名の間人をモデルとしたとしても、その人間には、三島が小説のモデルとして選択したという特権的な地位がアプリオリに与えられることになってしまふのである。(柳美里の「石に泳ぐ魚」にしても然りである。) そういった意味で、小説のモデルとしての登場人物には、誰も彼もが座ることができるわけではない時代が久しく続いていたのだ。

しかしながら、ネット時代の到来(「侵食」といった方が適切なかもしれない。)とともに、ネット上の電子空間においては、そのアクセスの容易さから、誰しもうが手軽に著作者となることができるようになり、特定の間人をモデルとする、ないしはその人そのものについての(真偽を検証することが容易ではない)物語を際限なく生み出すシステムが構築されてしまったのである。本書の終章で、日比氏は我々が直面するこの現実、マーク・ポスター等によって提唱された、インターネット上に張り巡らされたシステムを介して、本書が扱う「私的領域」を含む私たちの個人情報や日常生活が第三者に簡単に漏洩してしまう超パノプティコン時代の危険性を訴えるとともに、今日の著作物における過剰な作品の作者への帰属意識によって生じる「盗作」や「剽窃」をめぐる論争

や裁判等によって、(それだけ著作権の侵害に対して無神経な人間達が激増しているということも同時に言えることなのであるが) 前持った自衛のために書き手が他人の「私的領域」に帰属するものについて書くことを控えるような状態が生まれていることをモデル小説の終末的な状況として憂えている。

三、プライバシーと芸術性の狭間で

(本書が論じる領域において) モデル小説が作者の手を離れた後に呼び起こす居心地の悪さ、それは、司法の場における「作品の芸術性」についての判断が、必ずしも普遍的な「作品の芸術性」とは一致していないところにあるのではないだろうか。司法の判断は、その社会の成熟度や時代の流れによって大きく左右されるものであろう。為政者が変われば、司法の判断基準が変わり、それに連動して芸術を判断する基準そのものが変わると言ったことは、人類の歴史が幾重となく証明していることであるだろう。また、戦犯などの法的な名誉回復が、国民の多くが望まない判断であるといったことは、国際的にも頻繁に見られることであり、司法の場での「芸術性の高さ」と社会的なそれが一致しないことは、数多の歴史的な事実が物語るところである。日比氏も「言語芸

術としての小説の完成度や質の高さを、裁判所が判断するのは、性質上馴染まないと思われる」と、司法判断とモデル小説の芸術性の高さの一致の問題については、かなり慎重に筆を進めている。

一見、モデル小説の「私的領域」をめぐる裁判における判決は、特定の個人である裁判官や法曹界という狭い枠組みの中の狭い判断のみで、その「芸術性の問題」が（判例などに従って）利他的、恣意的に決定している、何か偏ったもの、不完全なもののような印象を抱かされてしまう。しかし、その一方で、国民を代表する人たちが判決を出しているという事実、この裁判の場を含めてパラ（副次的な）テキストとして理解するならば、そこに出される判決が持つ公共性を否定することはできない。このようなどっちつかずで、文学史のレールの上に載っていきそうでもあり、乗っていなさそうでもあると感じてしまう違和感こそが、モデル小説の芸術性についての問題を宙吊り（棚上げ）にし、直視する対象から遠ざけてしまっているのではないだろうか。

日比氏はユルゲン・ハーバーマス『公共性の構造転換』から、「小説はそもそも、市民社会において公共的な議論を成り立たせるための前提となる人間性を涵養した装置だった」という一説を引いているが、このハー

バーマスの表現は実に言い得て妙である。小説そのものが議論ではなく、小説が市民の間に巻き起こす「公共的な議論」が人間性を涵養した装置としてとらえられているからである。社会において良きものとされることは模範とされ、悪しきものとされるものは悪例とされ、その社会に生きる人々の指針となっていく。人々は、どこかの国のプリンスやプリンセスの不倫を描いた小説を、好奇の眼で眺め、ある面では憧れながらも、それが道徳的には非難される類のものであって、社会的な信用を失墜させる行為であるということを学んでいったのである。アンナ・カレーニナやエマ・ボヴァリーに対する憧れは、こういったところから来るものであろう。このような意味においては、小説の内容が「私的領域」を扱っていても、「私的領域」についての、それが社会的に善であるのか、悪であるのかといった「公的な判断力」を養うための装置だったのである。しかし、これが消費社会の社会への浸透によって、ハーバーマスの言葉では、「文芸的公共性は、今日では、マス・メディアの消費文化的公共性をつうじて小家族的内部空間へ放流される社会的影響力の落下口になる」と、憧れや社会的な指針を学ぶ対象ではなく、直接個人を攻撃する凶器と化してしまったのである。ここにおいて、「社会は防衛しなければ

ばならない」というフーコーの残した主張が実感を持って人々に理解されることになるのである。

おわりに

本書の終章において、超パノプティコン社会において先鋭化する「私的領域」に対する監視網の強化への危機感が示唆されているついでに私的な意見を述べておくならば、フランス語でプライベートヴァシーは *La vie publique* (公になる部分の生活) との対概念として *La vie privée* (公になる部分から切り離された人生、つまり個人に帰属する部分の生活) という言葉で表現される。ジャン＝ジャック・ルソーの自伝である『告白』の内容がしばしばやり玉に挙げられるように、文学理論の領域において、自伝という分野を規定する顕著な特筆性として作者による「自己正当化 (autojustification)」の問題があげられる。藤村がこのルソーの「自己正当化」の著しい自伝と呼ばれる『告白』の熱心な読者であったことが、その後の日本の私小説 (自伝的小説) の方向性を決定していくのに大きな影響を与えたことは容易に想像がつく。「私的領域」について書かれたことは、人々の目の行き届かない「公から引き離された」領域を物語にしたものであるため、それが実際に起きた出来事であるのか、真

実を捻じ曲げた虚偽の物語であるのか、はたまた作家のイメージションによって練り上げられた純粹な意味でのフィクションであるのか読者の位置から判断するのは困難を極める。その作品の内容によって、モデルとされる者の名誉が毀損されるならば、その名誉を守るために名誉を回復する動きを見せること、それがフーコー的な意味における「社会は防衛しなければならぬ」といった思考につながってくるのだが、このことは「芸術性の高さ」とは違う次元で語られる問題であるがために、問題の核心となる部分は常に着地点を見つけられず、次へ次へと持ち越され続けていくのである。著者である日比氏が、この本を締めくくる際に、今後のモデル小説の可能性について、

「石に泳ぐ魚」裁判 (中略) の結審から約二〇年、いまや他者に迷惑をかけず、その許諾もいらぬアリスム小説は、作者自身しか登場しない究極の「私小説」しか残されていないのかもしれない。それが、モデル小説一二〇年の歴史の、終末の風景である。

と自虐的な見解を残して筆を擱いているが、これから先、更に超パノプティコン社会の浸透が進んでいくと、コン

ピュータが事件やスポーツの結果、つまり公的な部分を客観的に自動で記録するだけで、人間が人間のことを書くことが禁じられる、ないしは皆無になる時代がやって来るのかもしれない。しかしながら、今日に至るまでの、近代日本文学における「私的領域」の扱われ方について、その流れを把握するという意味においても、確認するという意味においても、そして、人間が人間としての役割を果たし続けていくための手がかりを模索するという意味においても、本書は今後の我々の歩いていく道についてのヒントを与えてくれている。

(普遍的な) 芸術性について司法が判断することが許されるのか、プライバシーを守るといふ名目のもとに、必要以上の自身の情報についての防衛が許されてしまうのか。こういったあるモデル小説の誕生をきっかけとして後発的に生まれたものを、モデル小説のパラテキスト(派生したもの)として理解するならば、如何様にも解釈していくことが可能ではありそうだが、気が付いた時にはまったく別の世界にいるのではないかといった不安感や心もとなさに苛まれてしまうのは何故なのだろうか。本書と対話することを通じて、そういった点について読者にはじっくりと考えてみて欲しいと願う。

〈二〇二〇年八月十二日刊、新曜社、A5版、三〇八頁、
二九〇〇円＋税〉
(すぎぶち・よういち／元名古屋大学大学院文学研究科博士研究員)